

漁場計画素案作成に当たっての基本的な考え方

1. 現行漁業権の内容

多摩川水系をはじめ、江戸川、荒川水系の都内河川には、次のような漁業権が免許されている（免許件数 15 件）。

(1)第 1 種共同漁業権：(しじみ、えむし等の定着性水産動物を対象とした漁業権)

(2)第 5 種共同漁業権：(あゆ、いわな、やまめ、こい、ふな等を対象とした漁業権)

これらの漁業権は、10 年毎に切替えることとなっており、令和 5 年 9 月 1 日が次期切替日となっている。

2. 漁場計画素案作成に当たっての基本的な考え方

都の河川は、漁業者や遊漁者だけでなく、水面を利用した各種レクリエーションの場として多くの都民に利用されている。また、子供からお年寄りまでの都民が気軽に水辺環境に親しむことのできる、最も身近な自然環境として広く利用されている。

さらに、近年は、流域環境や水棲生物を通じて、小学生等が自然を学ぶ教育や、流域住民を主体とする各種団体が河川環境や自然を考える場としての利用が高まっている。

そのような中で、遊漁者は、深い渓谷に分け入り天然魚に近いやまめ・いわなを釣りたいといった、本格的な溪流釣りを望む遊漁者や身近な河川でのヘラブナ釣りを楽しむ遊漁者など多様化が進んでいる。

こうした河川に対する社会的要請の変化に対して、漁業権管理者として各漁業協同組合は、従来からの釣場環境維持に加え、地域の団体や小学校と協力体制を採り、総合的な視点から河川環境を維持していく中心的役割を果たすという、重要な使命を負っている。

特に、河川の水産資源は、海面とは異なり再生産力が低い。そのため、台風等の災害や人為的な開発行為、カワウや外来魚による食害等の影響を受けやすい。そのため、安定した資源及び環境の維持には持続的な増殖活動と資源管理が必要であり、内水面漁業協同組合と漁業権の役割は益々重要となっている。

今回の漁場計画は、近年の社会的な要請の変化に対応し、河川環境としての水産資源の維持・保護にも目を向けるとともに、漁業生産力の維持発展をさらに図るため、この 10 年間の行使状況や資源の生息状況を踏まえた上で素案を作成しました。

3. 漁場計画の概要

(1) 第1種共同漁業権

対象生物のしじみ、えむし（ごかいやいそめ等の釣り餌）は、定着性が強く河口域を中心に生息しており、生息環境の変化によって分布域や漁獲量は年により大きな変動がある。しかし、この10年間の行使状況及び資源の生息状況等を踏まえると、漁業権の行使及び管理はほぼ適正に行われているため、現行どおりの漁場計画としました。

(2) 第5種共同漁業権

この10年間における行使状況、遊漁者の利用状況、水産資源の生息実態等を踏まえ、概ね現行どおりの漁場計画としました。変更点は次のとおり。

① かじかを内共1号、内共第4号の対象魚種として追加

ここ数年、水質の改善が認められ、かじか資源が増えている。そこで、在来種の保護・増殖を目的とする漁業協同組合の取り組みと管理の必要性から、かじかを対象魚種として追加します。